

社会福祉法人田熊会 ケアハウス田園

特定施設入居者生活介護 利用契約書

指定特定施設入居者生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人田熊会ケアハウス田園（以下、「事業者」という。）は、要介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行い、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

第2条（契約期間と更新）

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の14日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約期間終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

事業者は、計画作成担当者に利用者のための「特定施設サービス計画」を作成する業務を担当させ、誠意を持って遂行するよう責任をもって指導・監督します。

2 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「特定施設サービス計画」を作成します。

- 3 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、特定施設入居者生活介護の目標を設定し、「特定施設サービス計画」に基づき計画的に行います。
- 4 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、明らかに変更の必要の無いとき及び利用者の不利益となる場合を除き、速やかに「特定施設サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 5 事業者は、「特定施設サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（サービスの内容及びその提供）

特定施設サービス計画に基づき、利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という。）に定めたとおりです。

- 2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。
- 3 事業者は、「特定施設サービス計画」に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。
- 5 事業者は、サービスの提供に関する日々の記録を整備し、この契約終了後2年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。
- 6 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には下記の事項を記載するものとします。
 - ①食事の有無・程度、内容等
 - ②入浴・排せつ等に関する事項
 - ③介護事故に関する事項
 - ④医師の診断及び指導内容
 - ⑤血圧測定等のバイタルチェックや健康管理の記録
 - ⑥外出・外泊等
 - ⑦身体拘束等
 - ⑧その他記録が必要と認めたもの

第5条（利用者負担金及びその変更）

利用者は、介護サービスの対価として「説明書」の記載に従い、介護報酬の利用者負担分（1割から3割）を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って書いて以後の利用者負担金が適応されます。

その際には、事業者は利用者に事前に説明します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金の説明をし、利用者の同意を得ます。

- 4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第6条（利用者負担金の支払い）

サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則として介護サービス費の1割から3割をお支払いいただきます。

- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の1割から3割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月10日頃までに利用者に請求し、利用者は同月15日までに、次の方法により支払います。

- (1) 当事業所指定の金融機関への口座振込もしくは口座振替

大阪泉州農業協同組合 泉南支店 普通預金 0018475

口座名義： 福) 田熊会 理事長 石川晴美 (イシカワ ハレミ)

第7条（利用者負担金の滞納）

利用者が正当な理由なく利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により14日以上期間定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は利用者を担当する介護支援専門員、住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康・生命に支障の無いように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第8条（介護保険の適用を受けないサービス利用料の滞納）

利用者が介護保険の適用を受けないサービスを利用している場合に、利用者がその利用料を3ヶ月以上滞納し、事業者が相当期間内に支払うように催告したにもかかわらず、利用者がその部分の全額を支払わない場合には、事業者は、その部分の契約についてのみ解約することができます。この場合には、第7条2項の措置は必要ないものとします。

第9条（契約の満了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。但し、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 第7条、第8条、第10条又は第11条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第10条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対して、契約満了希望日の14営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

但し、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
- (3) 介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

第11条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を契約しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第7条、第8条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 特定施設入居者生活介護サービスで対応できる介護の許容範囲を著しく超えた場合

第12条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第 13 条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先（ご家族等）へ連絡します。

第 14 条（秘密保持・個人情報の保護）

事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由無く第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- （1） 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- （2） 上記（1）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- （3） 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
- （4） 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- （5） 事業所内の広報物または家族会での説明等の場合

3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第 15 条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- （1） 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- （2） 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 16 条（苦情処理）

事業者は、利用者又はその家族からの特定施設入居者生活介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 苦情等に対する窓口は「説明書」に定めたとおりです。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 4 利用者は介護保険法令にしたがい、府、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第 17 条（代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第 18 条（身元保証人）

利用者は保証能力を有する者 1 人を、身元保証人として立てなければならない。

- 2 身元引受人は次の各号の責任を負います。
 - (1) 身元保証人は利用者に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の義務を負うとともに、利用者が病気、事故、死亡等により退居の必要が生じたときは、利用者の身柄及び利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとする。
 - (2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の引受その他必要な措置をとること。
 - (4) 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき及び身元保証人が死亡等で変更するときは、その旨を速やかに通知しなければならない。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 20 条 (契約外事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第 21 条 (協議事項)

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

住 所 大阪府泉南市幡代三丁目4 4番

社会福祉法人田熊会 ケアハウス田園

氏 名 理事長 石川 晴美 印

(大阪府指定 2775600725)

利用者

住 所

氏 名 _____ 印 _____

代理人

住 所

(続柄：)

氏 名 _____ 印 _____

身元保証人

住 所

(続柄：)

氏 名 _____ 印 _____